

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、 保険税が減免となる場合があります。

保険税の減免の対象となる方

申請期限は、令和3年3月31日まで

1

新型コロナウイルス感染症により、
主たる生計維持者が死亡または重篤な
傷病を負った世帯の方

保険税を**全額免除**

2

新型コロナウイルス感染症の影響により、
主たる生計維持者の収入減少※が見込まれる世帯の方

保険税の**一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件〈世帯の主たる生計維持者について〉

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

保険税の 減免額は

減免対象保険税額(A)に減免割合(B)をかけた金額です。

保険税の
減免額

=

A

減免対象の
保険税額

×

B

合計所得金額に
応じた減免割合

世帯の被保険者全員
について算定した
保険税額

×

世帯の主たる生計維持者の
減少が見込まれる収入に
かかる前年の所得額

主たる生計維持者及び
世帯の被保険者全員の
前年の合計所得金額

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずはお問い合わせください。
また、保険税が一時に納められない場合に納付の猶予を受けられる場合があります。

国民健康保険税の減免に関するお問い合わせは、住民保険課(☎ 27-0174)まで
国民健康保険税の納付の猶予に関するお問い合わせは、税務課(☎ 27-0173)まで